平成３０年（フ）第５９号
福島県郡山市長者２丁目４番23号
債務者　池田　一唯
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２８１号
神戸市長田区宮川町２丁目32番地の８　レオパレス長田第３　103号、従前の住所神戸市兵庫区七宮町２丁目３番３－201号
債務者　奥　　大介
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１９号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番３－605号
債務者　森岡　晴代
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１号
兵庫県宍粟市山崎町山崎313　グループホームあさがお、住民票上の住所兵庫県赤穂市鵜和545番地６
債務者　山本　　淳
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第９７号
沖縄県那覇市金城４丁目７番地３　ＩＬ　ＴＥＳＯＲＯ105
債務者　前川　和美
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２６号
長野県上田市御所496番地１　セジュールりんどうＣ101号
債務者　宮之上圭介
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第４２号
山口県下関市菊川町大字上岡枝785番地７
債務者　尾潟　軌悟
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
青森県弘前市大字徳田町19番地　サンコープ102号
債務者　淺沼　成苗
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第６４号
神奈川県横須賀市大津町２丁目９番20－202号
債務者　岩崎　吉晃
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第８５号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目12番地
債務者　平木　美季
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２４号
青森県つがる市柏広須鶴泊53番地、旧住所青森県西津軽郡深浦町大字舮作字清滝７番地
債務者　長坂真由美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
青森県五所川原市松島町８丁目40番地、旧住所青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附216番地１　教員住宅１号棟
債務者　水口　　聡
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
青森県弘前市大字品川町50番地１　ブルーウッズジュン101号、旧住所青森県平川市新館藤山13番地１　コーポフジノ201号
債務者　豊﨑みのり
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第５４号
青森県弘前市大字大町２丁目14番地７　金澤アパート202号、旧住所青森県弘前市大字浜の町東４丁目３番地13　市営住宅Ｃ　301号
債務者　三上　芳子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第６５号
神奈川県横須賀市長沢１丁目７番20－204号
債務者　小林　剛実
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第８３号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目15番６号
債務者　竹内　京子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部